「ヤッピー」は山形労働局のイメージキャラクターです。

厚生労働省 山形労働局 —YAMAGATA LABOUR BUREAU—

報 道 発 表 資 料

山形労働局発表
平成２７年９月９日（水）

担当	山形労働局労働基準部 健康安全課長　今 井　侯 地方産業安全専門官　鈴 木 義 和 電話　０２３－６２４－８２２３ FAX　０２３－６２４－８３４５

職場の健康診断で、働く人の約６割に黄色信号！！

～ 脳・心臓疾患に関係する項目が全国平均を大幅に上回る ～

山形労働局（局長　森田啓司（もりたひろし））は、常時５０人以上の労働者を使用する事業者から提出のあった健康診断結果報告書について、このほど、平成２６年の状況を取りまとめたので公表する。

１　山形県内における職場の健康診断結果のポイント

（１）定期健康診断において、何らかの異常の所見があるとされた労働者の割合は、６０．１％（全国平均５３．２％）と、前年と同割合で、全国で４番目の高さとなっている。ここ１０年間を見ると所見があった労働者の割合は６０％前後で横ばいにあり減少には至っていない。（資料№1・資料№3）

（２）検査項目ごとに異常所見があると診断された労働者の割合をみると、血中脂質検査が３８．８％と最も高く、次いで、血圧、肝機能、心電図検査の順となっており、脳・心臓疾患に関係する主な検査項目（血中脂質、血圧、血糖、心電図）は、それぞれ全国平均を大幅に上回っている。（資料№1）

（３）主要業種別に異常の所見があると診断された労働者の割合をみると、建設業が７２．３％と最も高く、以下、運輸交通業６５．８％、 製造業６１．３％となっており、いずれも全国平均を上回っている。

　一方、商業が主要業種の中で最も低い５１．６％で、同業種の全国平均（５４．１％）を下回っている。（資料№2）

（４）山形労働局では、労働者に対する健康診断は事業主の責務であることから、全国労働衛生週間準備期間である毎年９月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け健康診断の確実な実施と「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づく健康診断実施後の措置を徹底するよう指導を行うこととしている。（資料№4）

　また、事業者、産業保健スタッフのために、健康診断の事後措置を含む、労働者のからだと心の健康管理等の総合的な支援を行っている「産業保健総合支援センター」（資料№5）の利用を呼びかけている。

【添付資料】

No.１　　健康診断実施結果状況（検査項目別　有所見率（%））【H17-H26】

No.２　　主要業種別の有所見率の推移（%）【H22-H26】

No.３　　平成２６年定期健康診断実施結果（都道府県別）

No.４　　労働安全衛生法に基づく健康診断実施後の措置について

No.５　　産業保健活動総合支援事業のご案内

資料 No.1

健康診断実施結果状況(検査項目別　有所見率(%))【H17-H26】

項目 / 年	聴力(1kHz)	聴力(4kHz)	聴力(その他)	胸部X線	喀痰検査	血圧	貧血検査	肝機能検査	血中脂質	血糖検査	尿検査(糖)	尿検査(蛋白)	心電図	全体
平成17年	3.6	8.2	0.7	3.2	4.0	14.3	10.9	20.0	38.3	8.0	3.1	2.5	13.0	57.2
平成18年	3.4	7.9	0.5	3.1	1.3	19.9	11.0	20.0	39.2	7.8	2.7	2.8	12.1	59.3
平成19年	3.6	8.0	0.5	3.3	3.5	19.9	11.0	20.0	39.4	8.3	2.7	3.0	12.1	60.0
平成20年	3.6	7.6	0.3	3.3	2.8	19.1	10.8	20.5	41.4	10.7	2.5	3.0	12.3	60.6
平成21年	3.4	7.6	0.8	3.3	0.6	18.2	10.2	19.8	38.9	10.5	2.5	2.9	13.5	59.7
平成22年	3.2	7.2	0.3	3.4	1.3	18.0	10.7	19.3	37.1	11.5	2.4	3.1	14.0	59.7
平成23年	3.3	7.2	0.4	3.3	1.9	16.9	10.2	19.2	36.9	10.9	2.6	3.0	14.5	59.6
平成24年	3.1	7.4	0.3	3.3	0.2	17.3	10.2	18.9	38.3	11.0	2.6	2.9	14.0	59.5
平成25年	3.4	7.0	0.2	3.4	1.6	17.5	11.4	18.5	38.3	11.4	4.3	2.9	15.1	60.1
平成26年【山形県】	3.1	6.8	0.6	3.4	0.3	19.3	11.3	17.9	38.8	13.2	2.5	2.9	14.6	60.1
平成26年【全国】	3.6	7.5	0.5	4.2	1.9	15.1	7.4	14.6	32.7	10.4	2.5	4.2	9.7	53.2

資料 №2

主要業種別の有所見者の推移(%)【H22-H26】

業種＼年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成26年【全国】
食料品製造	66.2	62.9	65.1	64.9	63.9	54.5
衣服繊維	60.5	63.5	64.0	61.9	60.7	55.4
化学工業	61.7	61.8	59.6	58.6	58.7	51.4
窯業土石	62.0	60.7	61.9	66.4	65.2	57.1
金属製品	58.4	56.0	56.1	59.6	60.0	54.9
電気機械	57.7	57.8	56.9	58.6	60.6	50.8
製造業	**59.9**	**59.6**	**59.3**	**60.8**	**61.3**	**51.9**
建設業	**68.2**	**69.6**	**68.6**	**73.5**	**72.3**	**62.6**
運輸交通業	**63.2**	**65.5**	**66.8**	**66.7**	**65.8**	**61.0**
商業	**50.8**	**51.9**	**51.0**	**50.4**	**51.6**	**54.1**
保健衛生業	**58.5**	**58.6**	**60.2**	**58.9**	**58.7**	**48.0**
全産業	**59.7**	**59.6**	**59.5**	**60.1**	**60.1**	**53.2**

資料　No.３

平成26年定期健康診断実施結果（都道府県別）

都道府県		健診実施事業場数		受診者数	所見のあった者		備考
					人数	有所見率(%)	
01	北海道	4,494	(1180)	442,865	257,577	58.2	
02	青森	1,206	(479)	123,280	73,222	59.4	
03	岩手	1,303	(500)	125,085	74,004	59.2	
04	宮城	2,174	(644)	229,319	130,056	56.7	
05	秋田	883	(342)	86,425	55,037	63.7	2
06	山形	1,184	(417)	124,167	74,627	60.1	4
07	福島	1,781	(625)	180,106	96,322	53.5	
08	茨城	2,463	(794)	280,822	153,230	54.6	
09	栃木	1,929	(588)	231,325	127,993	55.3	
10	群馬	1,697	(566)	194,925	104,762	53.7	
11	埼玉	4,754	(1311)	503,366	277,659	55.2	
12	千葉	3,960	(1171)	440,810	220,363	50.0	44
13	東京	14,946	(3114)	2,276,872	1,186,623	52.1	
14	神奈川	6,963	(2177)	887,493	473,819	53.4	
15	新潟	2,399	(1007)	248,976	130,349	52.4	
16	富山	1,334	(461)	142,128	79,848	56.2	
17	石川	1,176	(381)	123,480	64,450	52.2	
18	福井	920	(440)	87,701	55,163	62.9	3
19	山梨	736	(209)	76,509	41,541	54.3	
20	長野	2,087	(642)	207,330	115,442	55.7	
21	岐阜	1,898	(607)	188,664	95,939	50.9	
22	静岡	3,668	(1201)	422,345	218,119	51.6	
23	愛知	8,114	(2488)	1,070,962	539,247	50.4	43
24	三重	1,415	(603)	179,143	89,338	49.9	46
25	滋賀	1,266	(426)	152,401	76,780	50.4	
26	京都	2,302	(761)	262,949	133,952	50.9	
27	大阪	8,773	(2376)	1,060,654	549,830	51.8	
28	兵庫	5,049	(1685)	547,526	289,612	52.9	
29	奈良	871	(268)	87,239	46,961	53.8	
30	和歌山	739	(218)	73,737	40,358	54.7	
31	鳥取	577	(250)	55,463	27,411	49.4	47
32	島根	578	(220)	59,196	33,326	56.3	
33	岡山	1,841	(763)	179,643	94,216	52.5	
34	広島	2,912	(1143)	304,502	164,931	54.2	
35	山口	1,210	(519)	143,274	75,044	52.4	
36	徳島	583	(180)	67,312	37,110	55.1	
37	香川	932	(317)	98,008	51,420	52.5	
38	愛媛	1,254	(388)	125,183	62,531	50.0	45
39	高知	586	(189)	59,661	35,547	59.6	5
40	福岡	4,432	(1538)	508,560	269,459	53.0	
41	佐賀	869	(253)	91,600	50,409	55.0	
42	長崎	1,153	(440)	133,600	74,310	55.6	
43	熊本	1,409	(516)	154,491	85,873	55.6	
44	大分	1,015	(390)	115,012	59,682	51.9	
45	宮崎	899	(268)	91,618	47,533	51.9	
46	鹿児島	1,235	(384)	137,295	72,617	52.9	
47	沖縄	1,013	(356)	109,864	70,138	63.8	1
合計		114,982	(35795)	13,492,886	7,183,780	53.2	

資料：定期健康診断結果調

（注）１「健康診断実施事業場数」欄は健診実施延事業場数である。

２（　　）内は年2回以上健診を実施した事業場数で内数である。

３ 備考欄の数字は、有所見率の高い順に1位から5位及び43位から47位である。

資料 No. 4

労働安全衛生法に基づく 健康診断実施後の措置について

健康診断個人票

健診年月日	○年　○月○○日
医師の診断	要観察
健康診断を実施した医師の氏名㊞	○○　○○
医師の意見	就業制限 時間外労働の制限
意見を述べた医師の氏名㊞	○○　○○

● 健康診断実施後の措置

働く方が職業生活の全期間を通して健康で働くことができるようにするためには、事業者が働く方の健康状態を的確に把握し、その結果に基づき、医学的知見を踏まえて、働く方の健康管理を適切に講ずることが不可欠です。

そのため、事業者は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について医師等の意見を聴取し、必要があると認めるときは当該労働者の実情を考慮して、

① 就業場所の変更
② 作業の転換
③ 労働時間の短縮
④ 深夜業の回数の減少等の措置を講ずる

等、適切な措置を講じなければなりません。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

● 健康診断の種類

（法：労働安全衛生法）

一般健康診断（定期健康診断、特定業務従事者の健康診断※1等）	法第 66 条第 1 項
特殊健康診断（有機溶剤健康診断等）	法第 66 条第 2 項
歯科医師による健康診断	法第 66 条第 3 項
自発的健康診断	法第 66 条の 2
その他の健康診断	法第 66 条第 4 項、第 5 項ただし書き

※１　労働安全衛生規則第 13 条第 1 項第 2 号に掲げる業務に従事する労働者に対する健康診断

● 健康診断の実施とその後の手順等

健康診断の実施

一般健康診断等
（法第 66 条第 1 項～第 4 項）

自発的健康診断
（法第 66 条の 2）

法第 66 条第 5 項ただし書きの規定による健康診断

医師等による診断区分の決定

診断区分（一例）		
異常なし	要観察	要医療

健康診断結果の通知（法第 66 条の 6）

労働者自らが自主的に健康管理に取り組めるよう、労働者に健康診断結果を通知しなければならない。

異常の所見があると診断された場合

一定の健診項目に異常の所見があると診断された労働者が受診

二次健康診断※3

（労働者には、二次健康診断の結果を事業者に提出するよう働きかけることが適当。）

※３　労働者災害補償保険法第 26 条第 2 項第 1 号の規定に基づく二次健康診断

健康診断の結果についての医師等からの意見聴取※2（法第 66 条の 4）

就業区分		就業上の措置の内容
区分	内容	
通常勤務	通常の勤務でよいもの	―
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

※２　産業医の選任義務のない小規模事業場（労働者数５０人未満の事業場）においては、労働者の健康管理等に関し、医師等が相談等に無料で応じる地域産業保健センターを活用することによって、健康診断の結果についての医師等からの意見聴取を実施することが適当です。
「地域産業保健センターについてのご案内」
http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/080123-2.html

保健指導（法第 66 条の 7）

一般健康診断等の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対して医師又は保健師による保健指導を行うよう努める。

健康診断実施後の措置（法第 66 条の 5）

○　医師等からの意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずる。
○　作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備
○　医師等の意見の衛生委員会等への報告　等

参　照　条　文

○労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）

（健康診断）

第６６条　事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行なわなければならない。

２　事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行なわなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。

３　事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、歯科医師による健康診断を行なわなければならない。

４　都道府県労働局長は、労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、労働衛生指導医の意見に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、臨時の健康診断の実施その他必要な事項を指示することができる。

５　労働者は、前各項の規定により事業者が行なう健康診断を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師又は歯科医師が行なう健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師又は歯科医師の行なうこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

（自発的健康診断の結果の提出）

第６６条の２　午後十時から午前五時まで（厚生労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時まで）の間における業務（以下「深夜業」という。）に従事する労働者であつて、その深夜業の回数その他の事項が深夜業に従事する労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものは、厚生労働省令に定めるところにより、自ら受けた健康診断（前条第五項ただし書の規定による健康診断を除く。）の結果を証明する書面を事業者に提出することができる。

（健康診断の結果についての医師等からの意見聴取）

第６６条の４　事業者は、第六十六条第一項から第四項まで若しくは第五項ただし書又は第六十六条の二の規定による健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師又は歯科医師の意見を聴かなければならない。

（健康診断実施後の措置）

第６６条の５　事業者は、前条の規定による医師又は歯科医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、当該医師又は歯科医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）第七条第一項に規定する労働時間等設定改善委員会をいう。以下同じ。）への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

２　厚生労働大臣は、前項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

３　厚生労働大臣は、前項の指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、当該指針に関し必要な指導等を行うことができる。

（健康診断の結果の通知）

第６６条の６　事業者は、第六十六条第一項から第四項までの規定により行う健康診断を受けた労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

（保健指導等）

第６６条の７　事業者は、第六十六条第一項の規定による健康診断若しくは当該健康診断に係る同条第五項ただし書の規定による健康診断又は第六十六条の二の規定による健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対し、医師又は保健師による保健指導を行うように努めなければならない。

２　労働者は、前条の規定により通知された健康診断の結果及び前項の規定による保健指導を利用して、その健康の保持に努めるものとする。

○労働安全衛生規則第13条第１項第２号に掲げる業務

イ　多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
ロ　多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
ハ　ラジウム放射線、エツクス線その他の有害放射線にさらされる業務
ニ　土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
ホ　異常気圧下における業務
ヘ　さく岩機、鋲打機等の使用によつて、身体に著しい振動を与える業務
ト　重量物の取扱い等重激な業務
チ　ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
リ　坑内における業務
ヌ　深夜業を含む業務
ル　水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
ヲ　鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務
ワ　病原体によつて汚染のおそれが著しい業務
カ　その他厚生労働大臣が定める業務

○健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成八年　健康診断結果措置指針公示第一号）

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条の 5 第 2 項の規定に基づき、健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針を次のとおり公表する。

1　趣旨

産業構造の変化、働き方の多様化を背景とした労働時間分布の長短二極化、高齢化の進展等労働者を取り巻く環境は大きく変化してきている。その中で、脳・心臓疾患につながる所見を始めとして何らかの異常の所見があると認められる労働者が 5 割近くに及ぶ状況にあり、仕事や職場生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合も年々増加している。さらに、労働者が業務上の事由によって脳・心臓疾患を発症し突然死等の重大な事態に至る「過労死」等の事案が増加する傾向にあり、社会的にも大きな問題となっていることから、平成 19 年の労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）改正において、脳・心臓疾患のリスクをより適切に評価する健康診断項目を追加するなどの措置を講じたところである。

このような状況の中で、労働者が職業生活の全期間を通して健康で働くことができるようにするためには、事業者が労働者の健康状態を的確に把握し、その結果に基づき、医学的知見を踏まえて、労働者の健康管理を適切に講ずることが不可欠である。そのためには、事業者は、健康診断（労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条の 2 の規定に基づく深夜業に従事する労働者が自ら受けた健康診断（以下「自発的健診」という。）及び労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 26 条第 2 項第 1 号の規定に基づく二次健康診断（以下「二次健康診断」という。）を含む。）の結果、異常の所見があると診断された労働者について、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について聴取した医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）の意見を十分勘案し、必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、当該医師等の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会（以下「衛生委員会等」という。）又は労働時間等設定改善委員会（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成 4 年法律第 90 号）第 7 条第 1 項に規定する労働時間等設定改善委員会をいう。以下同じ。）への報告その他の適切な措置を講ずる必要がある（以下、事業者が講ずる必要があるこれらの措置を「就業上の措置」という。）。

また、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の趣旨を踏まえ、健康診断の結果等の個々の労働者の健康に関する個人情報（以下「健康情報」という。）については、特にその適正な取扱いの確保を図る必要がある。

この指針は、健康診断の結果に基づく就業上の措置が、適切かつ有効に実施されるため、就業上の措置の決定・実施の手順に従って、健康診断の実施、健康診断の結果についての医師等からの意見の聴取、就業上の措置の決定、健康情報の適正な取扱い等についての留意事項を定めたものである。

2　就業上の措置の決定・実施の手順と留意事項

(1)　健康診断の実施

事業者は、労働安全衛生法第 66 条第 1 項から第 4 項までの規定に定めるところにより、労働者に対し医師等による健康診断を実施し、当該労働者ごとに診断区分（異常なし、要観察、要医療等の区分をいう。以下同じ。）に関する医師等の判定を受けるものとする。

なお、健康診断の実施に当たっては、事業者は受診率が向上するよう労働者に対する周知及び指導に努める必要がある。

また、産業医の選任義務のある事業場においては、事業者は、当該事業場の労働者の健康管理を担当する産業医に対して、健康診断の計画や実施上の注意等について助言を求めることが必要である。

(2)　二次健康診断の受診勧奨等

事業者は、労働安全衛生法第 66 第 1 項の規定による健康診断又は当該健康診断に係る同条第 5 項ただし書の規定による健康診断（以下「一次健康診断」という。）における医師の診断の結果に基づき、二次健康診断の対象となる労働者を把握し、当該労働者に対して、二次健康診断の受診を勧奨するとともに、診断区分に関する医師の判定を受けた当該二次健康診断の結果を事業者に提出するよう働きかけることが適当である。

(3)　健康診断の結果についての医師等からの意見の聴取

事業者は、労働安全衛生法第 66 条の 4 の規定に基づき、健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）について、医師等の意見を聴かなければならない。

イ　意見を聴く医師等

事業者は、産業医の選任義務のある事業場においては、産業医が労働者個人ごとの健康状態や作業内容、作業環境についてより詳細に把握しうる立場にあることから、産業医から意見を聴くことが適当である。

なお、産業医の選任義務のない事業場においては、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師等から意見を聴くことが適当であり、こうした医師が労働者の健康管理等に関する相談等に応じる地域産業保健センター事業の活用を図ること等が適当である。

ロ　医師等に対する情報の提供

事業者は、適切に意見を聴くため、必要に応じ、意見を聴く医師等に対し、労働者に係る作業環境、労働時間、労働密度、深夜業の回数及び時間数、作業態様、作業負荷の状況、過去の健康診断の結果等に関する情報及び職場巡視の機会を提供し、また、健康診断の結果のみでは労働者の身体的又は精神的状態を判断するための情報が十分でない場合は、労働者との面接の機会を提供することが適当である。また、過去に実施された労働安全衛生法第 66 条の 8 及び第 66 条の 9 の規定に基づく医師による面接指導等の結果に関する情報を提供することも考えられる。

また、二次健康診断の結果について医師等の意見を聴取するに当たっては、意見を聴く医師等に対し、当該二次健康診断の前提となった一次健康診断の結果に関する情報を提供することが適当である。

ハ　意見の内容

事業者は、就業上の措置に関し、その必要性の有無、講ずべき措置の内容等に係る意見を医師等から聴く必要がある。

（イ）　就業区分及びその内容についての意見

当該労働者に係る就業区分及びその内容に関する医師等の判断を下記の区分（例）によって求めものとする。

就業区分		就業上の措置の内容
区分	内容	
通常勤務	通常の勤務でよいもの	―
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

（ロ）　作業環境管理及び作業管理についての意見

健康診断の結果、作業環境管理及び作業管理を見直す必要がある場合には、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、作業方法の改善その他の適切な措置の必要性について意見を求めるものとする。

ニ　意見の聴取の方法と時期

事業者は、医師等に対し、労働安全衛生規則等に基づく健康診断の個人票の様式中医師等の意見欄に、就業上の措置に関する意見を記入することを求めることとする。

なお、記載内容が不明確である場合等については、当該医師等に内容等の確認を求めておくことが適当である。

また、意見の聴取は、速やかに行うことが望ましく、特に自発的健診及び二次健康診断に係る意見の聴取はできる限り迅速に行うことが適当である。

(4)　就業上の措置の決定等

イ　労働者からの意見の聴取等

事業者は、(3) の医師等の意見に基づいて、就業区分に応じた就業上の措置を決定する場合には、あらかじめ当該労働者の意見を聴き、十分な話合いを通じてその労働者の了解が得られるよう努めることが適当である。

なお、産業医の選任義務のある事業場においては、必要に応じて、産業医の同席の下に労働者の意見を聴くことが適当である。

ロ　衛生委員会等への医師等の意見の報告等

衛生委員会等において労働者の健康障害の防止対策及び健康の保持増進対策について調査審議を行い、又は労働時間等設定改善委員会において労働者の健康に配慮した労働時間等の設定の改善について調査審議を行うに当たっては、労働者の健康の状況を把握した上で調査審議を行うことが、より適切な措置の決定等に有効であると考えられることから、事業者は、衛生委員会等の設置義務のある事業場又は労働時間等設定改善委員会を設置している事業場においては、必要に応じ、健康診断の結果に係る医師等の意見をこれらの委員会に報告することが適当である。

なお、この報告に当たっては、労働者のプライバシーに配慮し、労働者個人が特定されないよう医師等の意見を適宜集約し、又は加工する等の措置を講ずる必要がある。

また、事業者は、就業上の措置のうち、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、作業方法の改善その他の適切な措置を決定する場合には、衛生委員会等の設置義務のある事業場においては、必要に応じ、衛生委員会等を開催して調査審議することが適当である。

ハ　就業上の措置の実施に当たっての留意事項

事業者は、就業上の措置を実施し、又は当該措置の変更若しくは解除をしようとするに当たっては、医師等と他の産業保健スタッフとの連携はもちろんのこと、当該事業場の健康管理部門と人事労務管理部門との連携にも十分留意する必要がある。また、就業上の措置の実施に当たっては、特に労働者の勤務する職場の管理監督者の理解を得ることが不可欠であることから、プライバシーに配慮しつつ事業者は、当該管理監督者に対し、就業上の措置の目的、内容等について理解が得られるよう必要な説明を行うことが適当である。

また、労働者の健康状態を把握し、適切に評価するためには、健康診断の結果を総合的に考慮することが基本であり、例えば、平成 19 年の労働安全衛生規則の改正により新たに追加された腹囲等の項目もこの総合的考慮の対象とすることが適当と考えられる。しかし、この項目の追加によって、事業者に対して、従来と異なる責任が求められるものではない。

なお、就業上の措置は、当該労働者の健康を保持することを目的とするものであって、当該労働者の健康の保持に必要な措置を超えた措置を講ずるべきではなく、医師等の意見を理由に、安易に解雇等をすることは避けるべきである。

また、就業上の措置を講じた後、健康状態の改善が見られた場合には、医師等の意見を聴いた上で、通常の勤務に戻す等適切な措置を講ずる必要がある。

(5)　その他の留意事項

イ　健康診断結果の通知

事業者は、労働者が自らの健康状態を把握し、自主的に健康管理が行えるよう、労働安全衛生法第 66 条の 6 の規定に基づき、健康診断を受けた労働者に対して、異常の所見の有無にかかわらず、遅滞なくその結果を通知しなければならない。

ロ　保健指導

事業者は、労働者の自主的な健康管理を促進するため、労働安全衛生法第 66 条の 7 第 1 項の規定に基づき、一般健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対して、医師又は保健師による保健指導を受けさせるよう努めなければならない。この場合、保健指導として必要に応じ日常生活面での指導、健康管理に関する情報の提供、健康診断に基づく再検査又は精密検査、治療のための受診の勧奨等を行うほか、その円滑な実施に向けて、健康保険組合その他の健康増進事業実施者（健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 6 条に規定する健康増進事業実施者をいう。）等との連携を図ること。

深夜業に従事する労働者については、昼間業務に従事する者とは異なる生活様式を求められていることに配慮し、睡眠指導や食生活指導等を一層重視した保健指導を行うよう努めることが必要である。

また、労働者災害補償保険法第 26 条第 2 項第 2 号の規定に基づく特定保健指導及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 24 条の規定に基づく特定保健指導を受けた労働者については、労働安全衛生法第 66 条の 7 第 1 項の規定に基づく保健指導を行う医師又は保健師にこれらの特定保健指導の内容を伝えるよう働きかけることが適当である。

なお、産業医の選任義務のある事業場においては、個々の労働者ごとの健康状態や作業内容、作業環境等についてより詳細に把握し得る立場にある産業医が中心となり実施されることが適当である。

ハ　再検査又は精密検査の取扱い

事業者は、就業上の措置を決定するに当たっては、できる限り詳しい情報に基づいて行うことが適当であることから、再検査又は精密検査を行う必要のある労働者に対して、当該再検査又は精密検査受診を勧奨するとともに、意見を聴く医師等に当該検査の結果を提出するよう働きかけることが適当である。

なお、再検査又は精密検査は、診断の確定や症状の程度を明らかにするものであり、一律には事業者にその実施が義務付けられているものではないが、有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）、鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号）、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）、高気圧作業安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 40 号）及び石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）に基づく特殊健康診断として規定されているものについては、事業者にその実施が義務付けられているので留意する必要がある。

ニ　健康情報の保護

事業者は、雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針（平成 16 年厚生労働省告示第 259 号）に基づき、健康情報の保護に留意し、その適正な取扱いを確保する必要がある。就業上の措置の実施に当たって、関係者に健康情報を提供する必要がある場合には、その健康情報の範囲は、就業上の措置を実施する上で必要最小限とし、特に産業保健業務従事者（産業医、保健師等、衛生管理者その他の労働者の健康管理に関する業務に従事する者をいう。）以外の者に健康情報を取り扱わせる時は、これらの者が取り扱う健康情報が利用目的の達成に必要な範囲に限定されるよう、必要に応じて健康情報の内容を適切に加工した上で提供する等の措置を講ずる必要がある。

ホ　健康診断結果の記録の保存

事業者は、労働安全衛生法第66条の3及び第103条の規定に基づき、健康診断結果の記録を保存しなければならない。記録の保存には、書面による保存及び電磁的記録による保存があり、電磁的記録による保存を行う場合は、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 44 号）に基づき適切な保存を行う必要がある。また、健康診断結果には医療に関する情報が含まれることから、事業者は安全管理措置等について「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参照することが望ましい。

また、二次健康診断の結果については、事業者にその保存が義務付けられているものではないが、継続的に健康管理を行うことができるよう、保存することが望ましい。なお、保存に当たっては、当該労働者の同意を得ることが必要である。

このリーフレットに関する御質問につきましては、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。

(2010.02)

事業者、産業保健スタッフの皆さまへ

資料 No. 5

産業保健活動総合支援事業のご案内
平成26年４月から新しい支援体制がスタート

平成26年４月から、産業保健を支援する３つの事業（地域産業保健事業、産業保健推進センター事業、メンタルヘルス対策支援事業）を一元化して、「産業保健活動総合支援事業」として、事業場の産業保健活動を総合的に支援します。

［これまでの３事業の体制］

地域産業保健センター
労働者数50人未満の事業場の事業者や労働者を対象に産業保健サービスを提供

産業保健推進センター（連絡事務所）
産業保健スタッフなどを対象に、相談、研修、情報提供などの支援を実施

メンタルヘルス対策支援センター
産業保健スタッフや事業主を対象に職場のメンタルヘルス対策を支援

［平成26年４月からの新体制］

産業保健活動総合支援事業

独立行政法人 労働者健康福祉機構が実施主体となり、地域の医師会などの協力のもと事業を運営します。

労働者のからだと心の一体的な健康管理や作業環境管理、作業管理などを含めた総合的な労働衛生管理の進め方についての相談などを一元的に受付けるなど、企業内での産業保健活動への総合的な支援を実現します。

事業の利用は、都道府県に設置している「産業保健総合支援センター」または「地域窓口」にご相談ください。

産業保健総合支援センター
［都道府県ごとに設置］
事業全体を統括。
事業者・産業保健スタッフなどを支援

地域窓口（地域産業保健センター）
［おおむね監督署管轄区域に設置］
主に、労働者数50人未満の事業場を支援

詳細は、独立行政法人 労働者健康福祉機構、または産業保健総合支援センターにお問い合わせください。

独立行政法人 労働者健康福祉機構ホームページ
http://www.rofuku.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

産業保健活動総合支援事業のサービス内容

産業保健総合支援センター

事業者や産業保健スタッフなどを対象に、専門的な相談への対応や研修などを行います。

- 産業保健関係者からの専門的な相談への対応
- 産業保健スタッフへの研修
- メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援
- 管理監督者向けメンタルヘルス教育
- 事業者・労働者に対する啓発セミナー
- 産業保健に関する情報提供

地域窓口（地域産業保健センター）

労働者数50人未満の事業場を対象に、相談などへの対応を行います。

- 相談対応
  - ・メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談
  - ・健康診断の結果についての医師からの意見聴取
  - ・長時間労働者に対する面接指導
- 個別訪問指導（医師などによる職場巡視など）
- 産業保健に関する情報提供

※ 労働者数50人以上の事業場についても、産業保健総合支援センターのサービス利用の相談などを受け付けます。

労働者健康福祉機構（本部）

- 産業保健に関する全体的な情報提供
- メンタルヘルス相談機関などの情報の登録

（平成26年3月）